

と き 平成13年11月29日(木)

ところ 三田共用会議所第3特別会議室

## 第3回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

松本分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第3回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議事を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。委員及び専門委員の先生方には、大変お忙しい中を御出席賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、早速でございますが本日の議事に入ります前に、事務局から本日の委員及び専門委員の出席状況と配布資料の確認をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 事務局をお預かりしております生産局総務課長の町田でございます。よろしく願いいたします。

まず、本日の委員及び専門委員の出席状況でございます。

井上委員、手島委員、間委員、長尾専門委員及び守田専門委員におかれましては、御都合により御欠席と承っております。また、佛田専門委員は若干遅れて到着されるとの御連絡をいただいております。また、坂本委員、日和佐専門委員には御出席という御連絡をいただいておりますが若干遅れているようで、後ほど御到着されるかと思っております。

なお、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用されます同条第1項の規定により、本分科会の定足数は委員の過半数とされております。本日は、委員10名のうち6名の方々に御出席をいただくことになっておりますので、分科会が成立いたしますことを御報告申し上げたいと思っております。

次に、本日お手元にお配りしております資料の御確認をお願いしたいと思います。

まず、本日の会議の次第、名簿及び資料の一覧でございます。

次に、資料を4種類お手元にお配りしております。資料1は、第2回独立行政法人評価委員会の議事要旨でございます。資料2は、各法人の概要でございます。続きまして、資料3は、各法人の業務の取組状況を取りまとめたものでございます。資料4は、農業分科会における評価基準作成の進め方のイメージ(案)でございます。また、参考1といたし

まして、第2回独立行政法人評価委員会配布資料でございます。参考2は、第2回農業分科会議事録でございます。参考3は、平成13年度独立行政法人農林水産消費技術センター年度計画の一部変更についてでございます。

以上が、お配りしております資料でございます。御確認をお願いしたいと思います。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、会議の次第に従いまして本日の議事に入りたいと思います。

まず最初は、第2回農林水産省独立行政法人評価委員会の議事内容等についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

生産局総務課長 御説明申し上げます。

去る9月25日に、第2回農林水産省独立行政法人評価委員会が開催されました。

当日の委員会の議題には、今後の分科会の進め方につきまして御検討いただかなければならない事項に係るものがございます。本日、御出席の委員の中には当日の委員会におみえになった方もいらっしゃるわけでございますが、本分科会のメンバーには専門委員の方々もおられますし、また委員の中にも当日御欠席の方がいらっしゃいましたので、改めて議事内容等を御紹介させていただきたいと思います。当日御出席の委員の皆様には一部重複する部分もあるかと存じますが、何卒御了承いただきたいと存じます。

まず、私の方から第2回独立行政法人評価委員会全体の議論の概要等につきまして簡単に御説明をさせていただきます。その後それぞれの担当課長から、各独立行政法人の業務の取組状況等につきまして御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料1を御覧いただきたいと思います。

第2回独立行政法人評価委員会議事要旨をお配りしてございます。先ほど申しましたように、9月25日に農林水産省で開催いたしまして、25名の委員の方に御出席をいただいたところでございます。

議事概要でございますが、冒頭委員の辞任につきまして報告がありました後、まず、独立行政法人の業務の取組状況及び現地視察の報告ということで、各分科会の担当課長から報告をいたしました。

委員の皆様からいただいた主な意見でございますが、まず独立行政法人になったということで、組織改編が容易になったという御説明を申し上げましたところ、それは従来から

できたのではないかとといった御意見をいただいております。また、経費の流用が弾力的になったということを多くの法人が御報告いたしましたが、そういった経費を職員の海外出張旅費に使ってしまって、一番弱いパートタイマーの首を切ったりするということはないのかといったような御意見がありました。さらに、独立行政法人におきまして、選考採用をするという報告がございましたが、その際に公正性の確保に留意する必要があるのではないかとといった御意見をいただきました。

これらの御意見に対しまして事務局から以下のような説明をさせていただいております。まず、組織改編の問題でございますが、従来からも可能ではなかったのかということでございますが、これにつきましては、国の機関でありますと毎年度組織定員要求が必要であるということを御説明いたしました。また、予算につきましても、従来ですと費目ごとの制約があったということもございます。次に御指摘のありました選考採用等の公正性の確保につきましては、手続の透明性を確保することで担保しているとお答えしたところでございます。

次に、事務局から「独立行政法人の評価基準の考え方(案)」につきまして御説明を申し上げます。

それにつきまして、委員の方から5点ほど主な意見をいただきました。

まず、独立行政法人の業務実績の評価と財務の関係ということで、業務実績の評価を財務と切り離してできないのかということでございます。また、評価に当たりまして大項目や総合評価はAの割合で行うことになっているわけでございますが、むしろBとかCといった評価の方が重要で、その改善が重要ではないかという御意見がございました。また、財務関係の評価につきましては、各法人共通化していくということが必要だということで、分科会横断的に共通のワーキンググループをつくって検討してはどうかという御意見がございました。また、研究機関における業務実績の評価は必ずしも一つずつ徐々に成功していくということではなく、失敗を繰り返して成功するというもので、このようなものについて、財務面を含めてどのように評価するのかという御意見がございました。最後に、5点目でございますが、評価を行うときは、各独立行政法人から業務の実績についてヒアリングを行ってから評価をするのかどうかという御質問がございました。

これにつきまして、事務局側から以下の点を説明させていただきました。

業務の実績の評価と財務の関係でございますが、法律上別々になっておりますが、両者を一緒に議論していただきたいと考えておると説明いたしました。また、大項目や総合評

価をAの割合で評価するという点については、この場合でもB、Cの評価を捨象するわけではなく、達成できなかった理由を反省いたしまして、次につなげることが大事だと考えております。また、財務関係の評価の共通化の御意見につきましては、委員長に御相談しながら検討してまいりたいと思っております。最後に、試験研究の評価でございますが、短期間で評価できない項目が多いということは承知しておりますが、可能な限り指標化していく必要があるというふうに考えております。また、評価に当たりましては、各独立行政法人から業務の実績につきましてヒアリング等により報告を受けた上で評価をするということを説明いたしました。

この、独立行政法人の評価基準につきましては、「独立行政法人の評価基準の考え方（案）」、また、当日御議論いただいた資料に加えまして、以上賜りました各委員からの御意見に基づきまして、各分科会で審議して分科会の議決をもって委員会の決議とするということが了承されたところでございます。

最後に、事務局から「今後の予定について（案）」ということで説明をいたしました。これにつきましては、平成14年3月までに各分科会を開催いたしまして、独立行政法人評価基準の案を作成し公表していくという予定でございます。

以上が、第2回独立行政法人評価委員会の議論の概要でございます。

ただいま、申しましたとおり、今後、農業分科会におきまして、所管の6法人につきまして評価基準の審議を行うわけでございます。この作業を今年度中に完了させるということが目標となります。本日の後ほどの議題にも関係してまいります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、次に各法人の担当課長から、各法人の概要及び業務の取組状況等につきまして御説明させていただきます。

まず、農林水産消費技術センターからお願いします。

品質課長 資料2と資料3を使って説明させていただきます。

資料2の1ページと資料3の1ページでございますが、まず最初に業務の内容、法人の概要を御説明申し上げます。資料2にエッセンスが書き込まれておりますので、1ページ目を使って御説明させていただきます。

まず、独立行政法人農林水産消費技術センターでございますけれども、消費者に一番近い立場から飲食料品、林産品も含めまして農産物をいろいろと監視して情報提供する、そういう役割を担う法人でございます。職員数は483名でございます。組織は、本部が埼

玉県さいたま市、支所は7カ所ございます。合計8カ所で483名の職員が業務を分担しております。

もう少し具体的な業務内容を申し上げますと、まず1つ目は、食品表示の監視、品質表示関係業務でございます。品質表示関係業務とは、最近スーパーとか、あるいはコンビニエンスストアで御覧いただきますと、生鮮食品にはどこの県でこの野菜はとれました。あるいは、この肉はどこの国でとれましたという表示があります。加工食品につきましても、保存期間だとか、あるいはだれが製造したか、だれが輸入したかという表示がございます。これは、生鮮食品、加工食品を通じて消費者の方に情報提供をする義務を生産者の方、あるいは流通業者の方に課している仕組みでございますが、それがきちりと守られているかどうかを監視する、あるいは必要に応じては指導する役割でございます。

細かく申し上げますと、1つは生鮮食料品の原産地表示、どこの県でつくられたのか、どこの国でつくられたのか、という大変消費者の関心の高いものでございます。次に、遺伝子組み換え食品、最近遺伝子組み換え食品が多数出回っておりますが、これについてしっかり表示してもらおう。また、加工食品の品質表示や保存期間の表示でございます。以上の点につきまして、化学分析を含めた分析をしております。

2つ目の業務がJAS規格制度の監視でございます。これは、従来からご存じのJASマークでございます。缶詰などについておりますJASマークにつきましても品質を監視しております。

それから、最近でございましたら有機農産物につきましてもJASの対象になっておりますので、監視、あるいは格付けといった業務をしております。

3つ目の業務が、消費者への情報提供でございます。現在、多数の消費者の方から相談をいただいております。センターの職員が相談に応じることも重要な仕事でございますので、できる限り、親切にお答えしております。そのほか、実際のメーカーの方に対する技術指導等、さまざまな業務をしております。恐らく消費者の方に一番接する機会の多い法人であります。

課題につきましては、資料3の4ページを御覧いただきますと、センターは、例えば今回のBSEの問題、遺伝子組換えという、そのときどきの課題に対応しております。そのために、業務量はどんどん広がっておりまして、今後も膨れ上がっていく。その一方で予算の方は年々1%ずつ削られてしまうという中で、どうやって対応していくかというのが大きな課題であります。2つ目は、今回の評価とも関係いたしますが、計画をつくりまし

ても、計画の中で一定の業務をセーブさせる必要がある、という点です。BSEが発生するとほかの業務を差し置いてもBSE関係業務をやらなくてはならない。そういうふうな問題のときにどういう評価をしていただくか、このあたりが恐らく課題になってくると考えております。

以上でございます

生産局総務課長 次に、種苗管理センター、お願いいたします。

種苗課長 種苗管理センターは、資料2の3ページと、資料3の5ページからでございます。

種苗管理センターでございますが、本部がつくばにございまして、本所はつくば市になってございます。事務所としては、北は北海道から南は鹿児島、沖縄まで全国に1分室、12農場、1分場と、全国に広がっておる組織でございます。

仕事の中身といたしましては、品種登録、つまり種苗法に基づきまして工業製品の特許のように、種苗につきましても登録しておりまして、これのための栽培試験を行っております。それから、優良な種苗を普及させるために種苗の品質検査を行っております。それから、馬鈴しょ、お茶、さとうきびといった繁殖性の悪いような作物につきましては、優良な種苗を国でウイルスフリーにするなど、良質な種苗を全国に生産配布しております。また、これに関する調査、研究業務、これが大きな4つの業務でございます。そのほかに、遺伝資源の保存、増殖に係る業務もあわせて行っております。

実際に、独立行政法人に移行した後、どういうふうな取組みをやっておるかということにつきましては資料3の5ページ以降に書いてございますが、業務に対する責任・目的意識を明確化させようということで、最近では毎月役員会を開催いたしまして、業務実施状況の点検・評価をいたしまして、何をなすべきか目標を明確にいたしまして、責任・目的意識が高まるように仕事を進めております。最近では、効率化とかサービスの向上等に取り組んでおりますが、従来の倍ぐらいのペースで仕事もこなしておりますし、また、新たな取組みがいろいろ出てきております。例えば、職員の意識改革ということで、独立行政法人に移行したのを機に、職員の中の公募で「シンボルマーク」を定めまして、種苗にこれを付することによって、自分たちが誇りをもって種苗を供給していこう、そして、ホームページにもシンボルマークを掲載して、情報公開と職員の意識高揚を図っているところでございます。

また、ホームページでございますが、広く皆様に情報公開すべく広報活動を行っており

ます。

最近の仕事でございますが、次の6ページでございますけれども、独立行政法人になったことで予算をより効率的に使う、予算配分がうまくできるようになったということがございます。また、遺伝子組換えのスターリンクというトウモロコシが飼料に0.1%未満ですが混入したというような事件がございまして、緊急に食用のスイートコーンの種子につきましても検査をするという、非常に弾力的な緊急的な対応がとれました。

次に、コスト意識につきましては、各農場ごとに効率化の検討会を設けまして経費削減の意識が職員の中に広がりつつあります。経費を使う段階におきましても、いかに節約するかということで、競争入札等を導入した施工などをやってきておるところでございます。

ただ、今まで国の組織ということで、若干甘えがあったかもしれませんが、独立行政法人化後は、関係者の理解・協力を得るために、若干の克服すべき課題も残っておりまして、職員一同努力しながら新しい組織として頑張っております。

以上でございます。

生産局総務課長 続きます、家畜改良センター、お願いいたします。

畜産技術課首席畜産専門官 資料2の5ページ、家畜改良センターの概要と、資料3の8ページ以降の独立行政法人移行後における業務の取組状況を御説明したいと思います。

組織の概要ですが、1センター、11牧場からなる組織でございまして、職員数は平成12年度末で955名でございます。本所は福島県にございますが、11牧場は全国、北は北海道から南は九州までございまして、それぞれの業務を分担しております。

業務内容につきましては、家畜の大量増殖、生産された種畜の配布並びに飼料作物、種子の生産配布、さらには関連の調査、研究、普及指導業務ということがメインの業務でございます。それ以外に、附帯業務と家畜改良増殖法及び種苗法に係る立入検査も家畜改良センターの業務として実施してきております。

資料3の8ページに独立行政法人移行後の業務の取組状況について5つまとめてございます。まず、中期目標の確実な実行を促す進行管理システムを導入したということです。これは、中期目標を達成する観点から、進行管理表を業務ごと、牧場ごと、あるいは月別に整理をして一定期間ごとの目標の策定なり実施状況、あるいは評価の運営システムを徹底することによって職員の意識が高まり、職場の活気が生まれました。

2番目は、外部に開かれた業務運営ということで、今まで以上にセンターの業務を国民に理解してもらう必要があるため、組織を強化し、活動しております。1つは、役職員6

名中4名の方を民間からお願いしまして、斬新な感覚をもってセンターの業務にサゼスチョンをいただくことで、業務に柔軟性を加えてきております。また、改良センターの業務を理解していただくために、4月以降消費者団体とか近くの小・中学生を対象にした現地研修会等も開催して、センターの持つ情報や技術の積極的な公開を進めているところでございます。ちなみに、10月にセンターの公開デーを開催しましたが、その際には約1万人の人が集まって、センターの業務の理解を深めていただくとともに、そのとき話題にありましたBSE関係の講習会等も開催して、非常に好評だったというふうに聞いております。

3番目は、コストの検討から始まる業務運営ということで、特に独立行政法人化以降、会計基準等を導入して、これまでできなかった事業ごと、単位ごとの決算が可能になって、年度途中であったとしても、その使用状況がわかるということで、経費の意識が職員に浸透して、コストパフォーマンスを絶えず意識しながら業務を進めるようになりました。

4番目は、将来に向けた強固な組織づくりのための運営システムの導入ということで、これも独立行政法人化以降、特定の部署とか牧場に属さない、いわゆる専門役という新しいポストを設置しまして、センターの理事長の裁量によって人材を配置して、柔軟な人員配置、業務の運営の効率化を図ってきているところでございます。

さらに予算の面につきましては、今までなかなか予算の執行が項目にしばられて難しかった面もございましたけれども、運営交付金として一本化されたことによりまして、効率的な予算の執行ができるようになった。具体的には、例えば家畜の導入等、非常に重要な部門が出てきた場合には、そこに集中して予算を執行できるような体制がとられるということでございます。

その他、行政手続上の簡素化を図って、いろいろな手続の簡易化を図ったということもございますし、また中期目標で示されております、行政ニーズに対応した業務の実施ということで、今回のBSEの発生に伴って家畜のトレーサビリティが非常に注目されているところでございますけれども、この母体となる個体識別システムの業務をセンターが実施しておりますし、また関連のBSE対策についても今後いろいろ協力を検討していきたいと思っているところでございます。

その他、独立行政法人化に伴っていろいろな問題も生じてきておりますけれども、これらの問題につきましても、今後、克服すべくいろいろな対策をとっているところでございます。

以上でございます。

生産局総務課長 肥飼料検査所、お願いします。

生産資材課長 資料2の7ページ、資料3の10ページでございます。

概要については、資料2を御覧ください。肥料、飼料の検査を行っている法人でございます。本部をさいたま市に置きまして、それ以外に札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡の5カ所に従たる事務所を置いてございます。

独立行政法人移行後における業務の取組状況でございますが、中期目標の確実な実行を促す進行管理ということにつきましては、中期計画や年度計画の項目別に沿って、四半期ごとに業務の進捗状況の点検をしております。また、四半期ごとに臨時監査が実施されるということもありまして、職員の計画達成に対する意識が高まっております。

第2に、開かれた業務運営ということにつきましては、さまざまな業務につきまして、ホームページに掲載をしております。あるいは、利用者の方々にアンケートを実施して、その結果から業務運営の改善を図っております。また、委託手続の明確化を図ることによりまして、海外分析技術協力等について、他所からの要請も多くなったというようなプラス面が出てございます。

また、コストの検討から始まる業務運営ということにつきましては、特に、以前は本部と従たる事務所になっております5カ所がそれぞれ独立した検査所でございますが、各検査所ごとに事前に予算配分して、それぞれの検査所ごとに業務を遂行しておりましたけれども、現在は本部が全体的な管理を行うということで、より効率的、柔軟な運営に取り組むことができっております。また、コストパフォーマンスの観点から支出を管理するようになったという点は、他の独立行政法人と同様であります。

次に、11ページでございますが、将来に向けた強固な組織づくりのための運営システムということにつきましては、従前は6検査所が並列の組織であったということで一体性に欠けるきらいもございましたが、独立行政法人移行に伴いまして、本部及び5事務所体制へと組織を変えることによりまして、統一的な対応が可能になっており、また、人員配置につきましても、弾力的な人員配置が可能になって、また新規採用につきましても、分析の高度化に対応するために、分析員といった専門職の新規採用を増員するなどの強化に努めておるところでございます。

一方、克服すべき課題といたしましては、立入検査ですとか、あるいは、肥料の登録の申請にかかる調査につきましては、大臣の指示のもとに行う業務になっておりまして、従

前は検査所自身の判断で立入検査を実施することができましたし、また申請書などを受領した後引き続いて申請書の審査という処理を一貫して行うことができたわけですが、移行後は大臣からの指示がないと立入検査ですとか、申請書の調査など実施できないといった点、あるいは検査所が一元的に肥料関係申請や、届出書の提出先になっておりましたが、検査所で受領できるものとできないものに分類されたということから、肥料関係業者からは不便になったとの声も聞かれております。この点をどのように克服していくかが今後の課題であります。

12 ページでございますが、もう一つは、緊急的な行政ニーズへの対応、特にここは今般 B S E の問題で、緊急的な行政ニーズへの対応が求められております。これについての中期計画や年度計画の取扱いのルール化、あるいはこういう業務の評価をどう行っていくかということの検討が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

生産局総務課長 続きまして、農薬検査所、お願いします。

生産資材課長 資料 2 の 9 ページ、資料 3 の 13 ページでございます。

農薬の登録検査、あるいはそれに関係する立入検査等を行う検査所でございます。

独立行政法人移行後の業務の取組状況ですが、中期目標の確実な実行を促す進行管理については、検査所の主要業務であります農薬の登録検査業務について 2 週間に一度検査の進捗状況を分野別に整理した進行管理表というものをもとに業務を定期的に点検・分析をしております。この結果、業務運営が一層徹底され、職員の目的意識が高まっております。また、G L P は、資料 2 の 9 ページのところに書いてございますが、Good Laboratory Practice、これは実験施設が農薬の研究等をするのに適切な施設であるか審査をする仕組みでございますが、この G L P 査察マニュアルの作成について、昨年、この G L P 査察の対象となりました水産動植物に対する影響試験ですとか、動植物体内、土壌中、水中における農薬の影響試験、こういったものも含めました G L P 査察マニュアルを完成させることができました。

外に開かれた業務運営ということでは、検査所の業務をホームページ等に公開しております。

次に、14 ページでございますが、コストの検討から始まる業務運営については、コストパフォーマンスの観点から経費節約の意識が職員に浸透しつつあります。

また、将来に向けた強固な組織づくりのための運営システムにつきましては、理事長の

権限により課などの新設が弾力的に行えるようになったということから、検査業務とは別に検査技術の改善のための調査研究業務を一元的かつ効率的に行える体制を確立したという点が挙げられます。また、職員の教育・訓練もやっております。

克服すべき課題につきましては、国からの指示を受けて行う業務という他律的な要因があるため、こういった中で、検査所みずからが効率性の目標をどのように達成すべきかということが検討課題ではないかというふうに思います。また検査所が申請書等を受理してみずからその申請に係る検査を従前行っていただけでございますが、これを申請書等を一旦受理した後は国へ送付するため、関連手続が煩雑になっているという点が挙げられますが、この点が検討課題になっております。

以上でございます。

生産局総務課長 最後に、農業者大学校、お願いします。

女性・就農課長 資料2の11ページと資料3の15ページでございます。

資料2でございますけれども、青年である農業者に対する農業経営に関する教育を目的とする学校でございます。組織は、主たる事務所が東京都の多摩市にございます。従たる事務所が落葉果樹研修所としまして岩手県の雫石町、常緑果樹研修所としまして大分県の国東町にございます。

また、業務の内容は御覧いただきますとおりでございますが、附帯業務としまして、卒業生に対する農業経営の実態調査、教育方法に関する情報提供も行うことになっております。

続きまして、独立行政法人移行後における業務の取組状況でございます。

まず初めに、中期目標の確実な実行でございますが、中期目標や年度計画が定められたことによって、職員がはっきりと目標を確かめながら仕事ができるということで、職員の取組む意識が非常に高まっております。

次の、状況の変化に即応できる業務運営体制でございますが、従来は多摩の農業者大学校と果樹農業研修所等が、実質的にそれぞれ独立して業務を行ってきたということでありましたが、独立行政法人移行後は役員会を開催しておりまして、多摩や、あるいは落葉果樹研修所で役員会を開催したりしておりまして、一体的に教育をどのようにしていったらいいかというようなこと、また運営を効率的にするにはどうしたらいいかというように、全体的に考えて進めていける、そういう体制が整ってきております。また、具体的な例としましては学生の募集につきましても、かつては別々にやっておりましたが、独法後はP

R活動を一体的に行い、効果的な募集活動に取り組んでおります。また、予算執行体制も柔軟に進めることができっております。

次に、外部に開かれた業務運営でございますが、学校業務及び各種情報をホームページで掲載しております、そういった対外的な情報提供を行っております。また、学校関係の関係機関としまして、全国に農業大学校というのがございますが、連携しながら、教育方法、あるいは情報提供を行っております。全国農業大学校、あるいは農業高校の学生などとも一体的に一つの情報誌をつくっていこうということで、農業者大学校が中心になりまして、『大地の教育』という情報誌を新たに発行することにしております。

次に、大学校の卒業生が各地で活躍されておりますが、その第1期生の金子美登さんの経営する農場において、現地公開講座を開催しましたところ、非常に多くの応募がありました。非常に、農業に対する関心が高いということが言えるかと思えます。

続きまして、監事の方を外部から登用したことによりまして、幅広い担い手を育成する観点をダイレクトに御提言いただいたり、あるいは効率的な業務運営について幅広い考え方をいただいております、非常にそれはよかったというふうに考えております。

最後に、課題ですけれども、従来は国立の大学校ということで、県にしましても、他の市町村に対しましても、非常に関係者の理解・協力を得やすい状況でしたが、独立行政法人移行後は、大学校みずからの裁量と責任においてということで、国立という看板がなくなったというように受け取られ、生徒募集などに今までと比べると苦勞が生じているということがあります。しかし、教育の重要性は変わらないので、従来のような理解を得るために一層努力していかないといけないという状況でございます。

また、教育ということでありますので、絶えず短期的な評価を気にした運営ではなくて、農業を担う人材育成という観点に立った中長期的な観点からの評価を日々しながら大学校の運営に取り組む必要があるのではないかと考えております。

また、コストの方ですけれども、独立行政法人の会計基準により、経費節約の意識が非常に明確になってきておりますが、教育施設という観点から単にコストパフォーマンスだけで測れるものではないということで、人材の教育に不可欠な教育のレベルということはどういうことかということも踏まえてコストパフォーマンスを追求する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

生産局総務課長 事務局からの御説明は以上です。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から9月25日の第2回農林水産省独立行政法人評価委員会の議事の内容等につきまして御説明がございました。

それでは、これに関しまして何か御質問、御意見を承りたいと思います。

加藤委員 御説明を伺っていてなるほどと思ったことも多いんですが、肥飼料検査所と、それから農薬検査所の方がおっしゃられました立入検査とか、それからG L Pの適合確認業務などについて、独立行政法人になったためにかえって手続きが煩雑になって利用者にも不便になったということで、これはどこかでクリアしていかなければ独立行政法人にした意味がない。それは、今後法律の改正とかそういうことを要求していかなければならないのかとお聞きしたいわけですが、そういう手続きについてはどういうことになるのでしょうか。

生産資材課長 確かに、申し上げましたように、大臣の指示のもとに動くという仕組みになってございますので、それを待たなければいけないという点、あるいは申請書の受理から審査の間にタイムラグといいますか手続きが入るという点は課題として克服しなければいけない点だと思っております。ただ、それを直ちに法律改正でこの仕組みを変えなければいけないのか、あるいは本省と独立行政法人との間の連携の工夫というところで、そこをより利用者の方々に御不便をかけなくて済む方法がないものかどうか、まずそちらの方を今後検討し、それでどうしても仕組みを変えなければいけないということであれば、検討していきたいと思えます。

松本分科会長 加藤委員よろしゅうございますか。

加藤委員 わかりました。

松本分科会長 どうぞ、他に。

小林委員 いくつかの法人の中で、緊急的な対応ということで、特にB S Eの関連で非常に柔軟な対応をされているというようなことはよくわかったんですが、その点に絡みまして、例えば年度計画なり、あるいは中期計画をB S Eの対応をしたことで見直すことを考えていらっしゃるか、どうなのかと。かなりそういう突発的なといいましょうか、予期していなかった事態に対して、年度計画のままではない状況もあると思えますが、それについてどうなのか。

それから、先日お送りいただいた資料の中で消費技術センターの年度計画の見直しという資料がございまして、これは後で御説明あるのかもしれませんが、これを見ます

と省令に基づいて変更を行うという話で、私は省令に基づいて変更というのを御説明を受けたかどうかというのが定かではないんですが、こういうことができるということであれば、省令に基づく変更ということに対して、分科会はどういうふうに受けとめたらいいのか。中期計画なり、あるいは年度計画というものを一応ここで審議いたしました。省令による変更に関して、分科会の中で何かしら議論を行うのか、その辺をお聞きしたいと思います。

松本分科会長 小林委員から2点ほど御質問があったかと思いますが、それについてお願いします。

品質課長 今、お話しございました年度途中での緊急事態につきましては、BSEの話もございましたし、それから遺伝子組換えのときにもございましたけれども、柔軟に対応しておりますが、そのことによって何か計画を変更しなくてはいけないというふうな事態には、現時点では差し迫っておりません。したがって、計画には特に書いてないけれども、そのほかでいろいろ見て回る、巡回点検の中で一生懸命やっていくという形でやっているところがございます。ですから、さらにもう少し今回のものにつきましては、例えば私どもの方で実施しましたのが、店頭で肉の表示が一体どういうふうになっているのかということを中心に分担をして見ていただくという業務をプラスアルファでやっていただきましたけれども、そういったことは計画を変更するというのではなく対応していくというようなことでございます。

それから、センターの計画の一部変更につきましては、参考資料3としておりますけれども、これにつきましては年度計画自体は細部の計画でございますので、センターから届け出る形になっておりまして、その届け出を年度途中で変更したいということですので、これは許可とか認可というよりも届け出ていただいて承知するということになっております。むしろ、自主的な活動の範囲内かと思っております。また、内容を見ていただきましても、実際にいろいろと分析などの研究課題を挙げてやっておりますが、そういったものを年度途中で研究性が落ちたのでやめよう、新しい研究課題が出てきたので取り入れようという、研究課題を差しかえるということでございますので、これはむしろ独立行政法人になって柔軟性が増したプラス面である、と考えております。

生産資材課長 肥飼料検査所でございますが、BSEの関係、突発的な対応については、やはり事柄の性格上、年度計画なり中期目標は変更というのはむしろなじまないのかなと考えております。これは、決して悪い言葉なので、言うべきではないかもしれませんが

が、常態化とかいうことになれば、これはまた計画の変更という話になるでしょうけれども、あくまでも突発的な事態でございますので、中期計画なり中期目標の変更ということにはならないのかなと。むしろ年度ごとの評価の中でその業務をどう評価していくのかというところの方が課題かと思っております。

畜産技術課首席畜産専門官 家畜改良センターでございますが、BSEの発生に伴いまして、いろいろな講習会とか、あるいは個体識別事業についても強化するということで対応しているところでございますけれども、講習会とかいろいろな調査の項目につきましては、家畜改良センターの中期計画の中で外部機関からのいろいろな依頼を受けて調査・研究を行う、あるいは、講習会を開催するというようなことが位置づけられておりますので、その中で対応しているというふうに整理できるかと思えます。

また、個体識別事業につきましては、これはBSEの発生前から家畜のトレーサビリティについては、口蹄疫の問題もございまして、以前から検討していたということで、中期計画の中にも個体識別事業については行政機関と連携をとって対応するというようなことが計画なり目標の中にも記載されておりますので、この中で対応していくということでございます。したがって、今現在、中期計画等の変更は考えていないというのが現状でございます。

松本分科会長 小林委員の先ほどの2つ目の質問で、省令によって変更を余儀なくされる場合にこの委員会としてどういうふうに対応したらいいのかという御質問がございましたね。これについてお願いします。

品質課長 参考資料3のところでも御説明申し上げましたように、年度計画自体は一応届け出るようになっていて、それ自体については独立行政法人の自主性という面もございまして、そこをある程度尊重しないと何のために独法化したかわからないということで、一定の省令の範囲内で届け出によって変更できるという仕組みになっております。その変更の具体的事例が今回出しておりますようなことで、研究テーマの変更、追加ということでございますので、こういった点についてはある程度自主性を尊重して、もちろんテーマの選定自体も含めて御了解いただければよろしいかと思えます。この点は、御配慮いただきたいと思っております。

松本分科会長 小林委員、よろしゅうございますか。

加藤委員 関連して伺います。

要するに、省令によって変更を余儀なくされたときに、それを受けとめられる範囲なら

ば、その計画の変更という手続をとることができますね。しかし、受けとめられないような分量だとか内容だとか時期だとかのことだったらそれは断ることはできるんですか。

品質課長 断るとするのはだれが断るわけですか。

加藤委員 独立行政法人の側が。

品質課長 独立行政法人の側が変更したいと言ってくるんですか。

加藤委員 そうじゃなくて、省令によって変更を大臣の側から独立行政法人に求めてきたということがあったとしますね。緊急だからこういうことをやってくださいと。そうしたらそれを無理してもやれるときは法人側がいいですよとって、中期計画の一部変更という届け出をすることによってその事実を達成することができますよね。それが今回の例ですよ。そういうふうに理解したんですけれども、違いますか。

品質課長 2つの話を申し上げて、ちょっと私の説明が不十分だったと思います。

1つは、BSEなどの緊急対応の場合につきましては、これは今でもいろいろ店頭を表示を見たりするというのは、既にほかの目的で実施しておりまして、その範囲内でBSEに係る表示の監視はしています。これは、計画の変更とは直接関係ございません。これは、大臣から計画変更してくれとも言いませんし、自主的にやっております。

2つ目は、計画の中にいろいろ研究テーマを挙げて、こういう分析をしたいということを中心に自ら届け出てきております。センターの方で研究テーマを差しかえたいという場合に自ら届け出てきているということでございますので、大臣の方から今回の件に關しましては計画を変更しろと示唆するとか、命ずるといった結果出てきたものではないということでございます。

加藤委員 それが今回の例と理解していいんですね。

では、プラスアルファの質問かもしれませんが、先ほど申し上げたように、逆にセンターは中期計画によって粛々と仕事をしている。あるいは、少し緊急に増えたことがあってもそれは取り入れて頑張っているというときに、大臣の側から特別に命令というか、こういうものをやってくれということができるとでしょうか。要請があった場合に受けとめられる場合と受けとめられない場合とあって、その辺の自由裁量が独立行政法人の側にちゃんと保障されているんですかということですよ。

評価と余り直接関係なければまた後で、法律的手続の問題でしようからお答えいただいて結構です。私が申し上げたい質問の趣旨というのは、できるだけ独立行政法人が自主的に仕事がやりやすいように、自主性を保障したいから質問したわけです。

品質課長 消費センターに関していいますと、「独立行政法人農林水産消費技術センター法」という個別の法律があって、その12条に緊急時の要請という規定がございます。その中で、大臣が一種の命令を発することが、実は要請という形になっておりますけれども、法人に対してやってくださいとお願いする。そうすると、センターの方はそれに対応しなくてはならないということになっております。それで、計画の方をどう変更するかということではありますが、これはもちろん緊急時の対応ですので、計画をその都度変更するということはなかなかできませんので、計画の中に既に緊急時の場合には対応しますという、包括的な規定が置いてあって、そこで応用されていくという仕組みになっております。そのやった内容につきましては、事後的に御評価いただくという形になっております。

加藤委員 わかりました。

松本分科会長 小林委員は何かありますか。

小林委員 私の理解では、年度計画に関して評価委員会が評価するということになるわけですが、その年度計画の一部変更についてはかなり法人ごとに独立性をもって省令に基づいて届け出る。我々にとっては、事後的な形での評価ということで理解してよろしいですね。

それと、私も加藤委員と同じように、各独立行政法人が独自性をもってやりやすいようにするということを言っているわけでありまして、今回のBSEの問題について、予算が決まってしまっているというような形でどういうふうにもうまくやりくりされているんだろうか、それが足りない場合、例えばどういうふうな方向でやっているのんだろうかというような疑問もありまして、そういう質問をさせていただいたわけです。

松本分科会長 それでは、ほかにどうぞ。

徳江委員 業務の進行の管理についてでございますけれども、前回の分科会の際に私、要望ということで申し上げましたけれども、その辺が容れられたのかなと思いますけれども、毎月進行管理をやるとか、あるいは四半期ごとに実施するとか、こういうような取り組みをしていただいて大変結構だなと思いますけれども、ある部分は仕事が増えているかと思しますので、その辺の評価をひとつお願いしたいのと、余計な仕事が増えたとか、あるいは非常にプラスになったとか、大体プラスの方向で皆さん方は評価されていると思っておりますけれども。これが1点目ですね。

それから、これは評価の基準等の問題にかかわるかと思っておりますけれども、最後の農業者大学校の方の教育の面における評価の問題というのは大変重要と思っております、例えば農業

者大学校で育成される人物像というかイメージ像はどんなものかなど。これは、後ほどの評価基準にかかわるかと思しますので、各チームをつくったその中でやるのが適当かなと思えますけれども。それと関連しまして、各独立行政法人にはそれぞれ職員の方が研修を受けて能力アップする、ということがそれぞれうたわれておりますけれども、この場合の研修効果というのをどういうふうにしたらいいか。つまり研修の評価基準ですね。この点が多分共通したことで、各独立行政法人全部にかかわっているのかなと思ひまして、今の段階で何かその辺のイメージというんでしょうか、こんなことを考えたらいいか、あるいは考えているとか、難しいなとか、お聞かせいただければと思います。2点伺います。

松本分科会長 それでは、事務局の方から御説明をお願いします。

女性・就農課長 農業を担う人材の育成ということでありますが、具体的な基準につきましては、まさにこの後のプロジェクトチームの中で御意見をいただきながらしっかり検討していきたいと考えております。

畜産技術課首席畜産専門官 家畜改良センターでございます。最初の御質問についてお答えしたいと思います。

業務の進行管理表をつくって、改良センターの方では毎月各牧場から報告をいただいて、それについて進行管理をしているということで、それ自体が非常に業務の負荷になっているんじゃないかというような御指摘かと思えますけれども、私は個人的に申し上げますと、この作業に若干かかわったんですけれども、進行管理表をつくる段階で手間がかかったわけなんですけれども、実際に動かしてみますと、当然進行管理表と同じような項目を今までではそれぞれ別にやっていたんですね。例えば、飼料生産等、それぞれ別々に各牧場から報告をいただいていたものが、この一つの表で進捗状況が管理できるということで、つくるに当たっては非常に手間がかかって、報告に当たっても最初の段階では3カ月ほどですが、なかなか容易ではなかったということは聞いておりますけれども、それ以降、さっきここで申し上げましたように、ばらばらで報告されるのではなくて一括して報告されるということで、今委員が御指摘、懸念されておるような進行管理をすることによって業務が負荷されているのではないかということに対しては、そういう問題は回避されて、むしろ以前より一括して管理できるということでやりやすくなったというふうに聞いております。

徳江委員 ありがとうございます。

松本分科会長 他にどうぞ。

菊地専門委員 農業者大学校について、もう少し聞いておきたいなと思ったんですが、

就農率というのはどのぐらいなのか。年間の募集人員、その中で研修生とありますが、研修生というのはどういった形でどのぐらいの期間なのか。

それと、学生の、こういう表現はどうかと思いますけれども、学歴といいますが、例えば通常の大学との差とかはあるんでしょうか。例えば、大卒というのか、そういった形でないのかということをお聞きしたいと思います。

女性・就農課長 まず、就農率でございますが、現在9割ということになっております。また、募集人数ですけれども、多摩の方の農業者大学校が定員50名であります。果樹の方の研修所ですけれども、25名ずつということです。

学歴ですが、多摩の大学校は条件としまして、事前に1年間の農業の経験を持っていることということがございますので、農業高校などを出た後1年間農業経験を積んで、それで大学校に入られるということでありまして、果樹の方はそういう方もおりますし、あるいは四大を出て、1年間の研修ということでありまして、果樹研修所の方が多摩の大学校よりは多様な前歴を持った方々が入ってきております。大学校を卒業した後の位置づけでございますが、学校教育法の学校ではありませんので、そういった四大というようなことではございません。

菊地専門委員 よく理解しました。私も農業者なものですから、実は先ごろ日和佐先生のお話を聞いたときに、村づくりとかまちづくりの中でのリーダーの養成というか、そういう部分の大切さというお話を聞きました。また、自分たちも地域にあってそういうことの必要性というのをすごく感じていたものですから、独立行政法人である農業者大学校であれば、今言われたように大学校を終わった方とか、就農経験のある学生といいますが、そういった方をより次へのステップのために要望したいなと思っておったんですが。ただ果樹とか限られた分野じゃなくて、もう少し広く、場合によったら海外の研修生も入れていただいて、広く日本の農業者とつながりを持てるとか、いろいろな意味での発展を希望したいなと思ってましたので、御活躍をお願いしたいと思います。

松本分科会長 それでは、よろしゅうございますか。

菊地専門委員 はい。

松本分科会長 他に御意見ございませんでしょうか。

武田専門委員 先ほどのBSEの問題とか遺伝子の組み換えの問題とかありまして、それぞれの話はよくわかったんですが、もう一つ基本的なところを確認しておきたいんですが、独立行政法人になったばかりだから評価しやすいとか、あるいはスタートした

ばかりだから評価しにくいとかいう両面があるかと思いますが、この2点の問題のような緊急問題が生じた場合、例えばマスコミなどの話を見たり聞いたりしていると、農水省関係ですから特に気になりますけれども、後手に回っているんじゃないとか、根本的なところをちゃんとやっているのか、そういうことも言っているんですね。そういう問題について、独立行政法人になったからやりやすくなったというあたりの評価、当事者側の評価をお聞きしたいと思います。

品質課長 率直に申し上げますと、両面あるんだろうと思います。1つは、プラスの方ももちろん独立行政法人ですから、その範囲内でお金とかを自由に使えばいいというふうな点もございますが、もう一つは片方で年度計画を立てて、またそれを数をきっちりこなさないで、今度評価の点でマイナスをつけられてしまう。そこにプラスアルファで仕事が発生するわけですから、事実上のって来るわけです。そうすると、実際に働いている職員がサービス残業するか、あちこちに少しずつしわを寄せてやっていかざるを得ないということになります。かといって、そのところはもともと計画に想定されているわけではないので、やったからといってプラスに直ちに評価されるわけでもなさそうだとということになると、負担になる面も実際にはあるということです。そこは、どこの法人も同じだと思いますが、プラスマイナス両方あるんだろうと思います。

松本分科会長 よろしゅうございましょうか。どうぞ、他に。

武田専門委員 少し前に種苗管理センターで仕事させてもらったのでお聞きしますが、この仕事の中に品種登録がありましたね。これは、随分、今、申請が来ているようなんですが、これを処理するのが大変だということで、人員増の経過もあったかと思いますが。そして、それを合理化していこうという工夫もなされてまして、独立行政法人化されてから、さらにその辺の業務がより進められているかどうか、仕事をしやすくなったかどうか、そのあたりをちょっとお聞きします。

種苗課長 まず登録の申請でございますが、このごろまた増えてまいりまして、年間1,000件を超す登録があります。かつ過去の段階で、だいぶ登録の事務事務の数が多いものですから滞っております。本省の方の審査官の人員も今回の機構改革のときに、農水省の中では大体人が減っているところですが、種苗課の方は審査官を大幅増員していただきまして、処理能力は上がってきております。今年のペースでいきますと、年間1,000件を上回る登録ができるようになってきているという状況で、申請1,000件、登録1,000件というのが今年の目標でございます。ただ、まだ在庫といいますが、だいぶたまってあります

ので、その辺のところは本省の段階で処理を進めていきたいと思っております。

種苗管理センターの方では、前年度に来たものを大体翌年度に栽培試験いたしますけれども、これについてもだいぶ私どもの方でもっと数をやってくれという話をしておりますが、やはり人の面、お金の面、種々問題もございます。これから、財務省にも予算の方でも何とか面倒見てくださいますようお願いしておりますので、今も増えてきておりますけれども、やり方を合理化しつつ徐々に栽培試験の件数もみずからやる件数がふえていくものだと考えております。

松本分科会長 その他どうぞ。

日和佐専門委員 当初、御説明があったと思うんですけども、各独立行政法人の予備費的なもの、臨時的に使ってもいいような費用はトータル予算の中で何%くらいありましたか。

生産資材課長 どの法人も同じかと思いますが、特に、予備費的な予算の組み方はしてございません。ただ、従前の国の機関のように予算の縛りが、例えばこの予備費予算1,000円でも出たらいけない、という仕切りがなくなって、全体の中で弾力的に運用できるということであって、予備費というものは設けておりません。

品質課長 消費技術センターの方も予備費という計上費目はないということです。

松本分科会長 よろしゅうございますか。その他どうぞ。

それでは、大体これで意見が出尽くしたと思しますので、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、農業分科会における各法人の評価基準作成の進め方について、という議題でございます。

先ほど事務局から御説明がございましたように、9月25日の第2回独立行政法人評価委員会では、各分科会におきまして、今年度中に各法人ごとの評価基準を作成することにされております。そこで、本日は、私の方から事務局とも相談いたしまして、当分科会における今後の評価基準作成の進め方について、とりあえずイメージ案を用意いたしましたので御説明をしたいと思います。

それでは、資料4をお出しいただきたいと思います。

農業分科会における評価基準作成の進め方のイメージ(案)でございます。そこにもございますように、農業分科会はメンバー数が21名と大変多くございまして、所管法人数も6法人にのぼっております。今年度中という限られた時間もございまして、効率的に審

議を行う観点から、各法人ごとにプロジェクトチームを編成いたしまして、このプロジェクトチームにおいて、それぞれの担当法人の評価基準につき十分検討していただき、その後に分科会全体で審議、決定するという段取りを現在考えているわけでございます。各委員及び専門委員の先生方には、それぞれいずれか一つのチームに所属していただきまして、当面は特定の法人の評価基準の検討に専念していただくという形にしてはいかがかと考えております。

この方式を前提といたしますと、当面のスケジュールは資料4のとおりとなると思います。12月から1月にかけて各プロジェクトチームごとに現地視察や、あるいは会議を通じて検討を進めていただきます。そして、1月下旬を目安に第4回農業分科会を開催して、そこで各チームの検討の成果を御報告いただき、分科会全体で審議するという段取りにしてはいかがか、と思います。

このイメージ(案)に御了承いただけるということであれば、これも事前に事務局と相談いたしまして、私の方でとりあえずチーム分けのメンバー表を現在用意しているところでございますが、これを今配らせていただきます。これは、大変勝手でしたが、先生方の御専門のところを中心に、それぞれのプロジェクトチームに割り当てさせていただいたということでございます。

よろしゅうございましょうか。それぞれの先生方がどこか一つのチームに所属するということで、均等に人数を配分いたしますと1法人当たり3名ないし4名のチームが6つということになります。先生方の所属は、各自の御専門の分野など諸事情をかんがみまして割り振ってみました。なお、本日御欠席の先生方につきましては、事前に事情を説明いたしまして、それぞれ御本人の御了解をいただいておりますので、今ここで念のために申し上げます。

各チームにおきましては、今後のメンバーの間で話し合いにより、それぞれ取りまとめ役、つまり主査を決めていただきます。

以上、誠に勝手でございますが、私の方から進め方のイメージとチーム分けのメンバー表を御提案申し上げましたが、ただいまからこれに関して、自分はこんなところは嫌だとか、あるいは御質問、御意見がございましたらどうぞ御遠慮なく出していただきたいと思います。よく、吟味してください。

まず、進め方というのはいかがでしょう。このようなプロジェクトチームを編成して、そこで集中的に審議する、そういうものでございます。

加藤委員 そのチームの事務的なことは、どこがやるんですか。自分たちでやることではないですよ。

生産局総務課長 私の方からお答えさせていただきます。

それぞれ、先ほど業務の状況につきましての担当課がございますので、担当課の方で事務的なことは責任をもって進めさせていただきたいと思います。

加藤委員 そうすると、本省の方の担当課でやっていただけるということですか。

生産局総務課長 はい。事務的なことは担当課が行ってまいります。また、現地等もご視察していただくこともあります。

松本分科会長 その他ございませんか。

事務方は、本省のそれぞれの分担でやっていただけるということでございます。

佛田専門委員 この評価基準の検討に入るに当たって、独立行政法人ということですので、行政的な法人であるということの位置づけだと思うんですが、民間の法人の評価ということになりますと、いわゆる簡単に申し上げますと、マネジメントの評価を定量的に行うということになるかと思うんですが、その辺をどこまで踏み込んでいいものやら、独法は公共性もありますので、そのあたりの認識が私はちょっとまだはっきりわからないので、お答えいただきたいと思います。

生産局総務課長 先ほど、冒頭に御説明させていただきましたが、9月のときに評価基準の考え方についてというたたき台、先ほどの参考資料2に入っております。御意見をそれぞれ御紹介をさせていただきました。具体的な、今申し上げたところまで踏み込んだ議論ができていくかどうかというのは、私も詳細にここで申し上げる材料がないのでございますが、これをベースに、またこれだけにとらわれるのではなくて、今日いただきました意見とか、現在までにいただきました意見、そういったことを踏まえて評価基準を作成するというところでございます。当然、また各プロジェクトチームで御議論いただいたもの、他の分科会との横並びもありますので、その辺、共通的なところは共通的なものということになるかと思えます。今のところは、全体の方針を御議論いただいた中でプロジェクトチームでやっていただいて、最後に御報告するという形をとっていきたいと考えております。

佛田専門委員 ということは、前もってこのあたりまでとか、こういうようにという共通した認識は持たずに、それぞれがよりよい方向をというふうに考えてよろしいですか。

生産局総務課長 はい。

松本分科会長 どうぞ他に。御質問、御意見ございますでしょうか。

加藤委員 前の分科会で私がお願いしたことで覚えているんですが、独立行政法人が評価するのに精いっぱい努力はするけれども、多くの人の関心もあることだろうから、この会議の様子をホームページに公表するとかしたらいかがですかと申し上げて、やってくださっていたらしくて、私も1回見たんですけども、それに対して反応や何かは来ているんですか。

事務局 ホームページに議事概要を公表させていただいておりますけれども、それに対して一般の方々の反応といたしますか、いろいろな御意見等はございません。

松本分科会長 その他どうぞ。

徳江委員 これは、各法人ごとに評価基準を検討する過程で確定してくるかと思えますけれども、前回の評価委員会の際に出されました財務関係の評価の共通基準、これが行政コスト計算書等、評価につながるということがありますので、財務にかかわる共通基準というのがどのあたりで形成されてくるか。これについては、委員長と事務局の方で協議を進めるということだったと思えます。したがって、この辺がいろいろな目標が立って、計画が立って、その計画に対する数値が今後出てくると思えますけれども、数値の達成にどのくらいコストがかかったかというような見方をしていかなければいけないと思えますので、この点について各プロジェクトチームが検討しながら、共通基準がどの時点で出てくるか、ということがちょっと気になりますので、ひとつお願いいたします。

松本分科会長 財務関係の達成度というか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

生産局総務課長 この点につきましては、まだ具体的に御提案できるというところまで至っておりませんが、また御指導いただきまして、できるだけプロジェクトチームで検討を進める際には、メルクマールを示せるように努めていきたいと思っております。

徳江委員 わかりました。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

それでは、一応進め方並びに委員の先生方の割り振り等について御了承を得たと考えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、提案いたしましたとおりにとり進めることにしたいと考えております。

今後は、当面の間は各プロジェクトチームにおける議論が中心となって展開するものと

考えております。先生方におかれましては、大変お忙しいところ恐縮に存じますがどうぞ  
よろしく願います。

本日、予定しております議事もこれにて終了いたしますが、そのほか全体を通じまして  
何か御意見などがございましたら承りたいと思います。

それでは、特別にないようでございますので、以上をもちまして農林水産省独立行政法  
人評価委員会第3回農業分科会を閉会とさせていただきます。

次回の日程につきましては、改めて事務局の方から御相談申し上げますこととしますので、  
御了承願いたいと思います。

委員の先生方並びに専門委員の先生方には熱心な御審議をいただきまして誠にありがと  
うございました。これにて閉会といたします。

—— 了 ——